

商品概要説明書

(平成 29 年 11 月 1 日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金（複利型） （愛称：冬の特例金利まる芽定期貯金『こもれび定期』） 												
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方（組合員限定） ・新たにお預入いただく資金を対象とします。 												
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 11 月 1 日（水）～平成 29 年 12 月 29 日（金） ・取扱期間中であってもお申込総額が募集金額の上限に達した場合や諸情勢により取扱いを終了することがあります。 												
預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。 												
預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入。ATMでのお預入は対象外となります。 ・10 万円以上1,000 万円未満 ・1 円単位 												
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1 か月後の応当日以後に、1 万円以上1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。 												
利 息 （1） 適用金利 （2） 計算方法 （3） 税 金 （4） 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年 0.30%の利率を満期日まで適用します。 自動継続の場合には、満期日におけるスーパー定期貯金（3 年もの）の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1 円とした1 年を365 日とする日割計算で6 か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。 												
手数料	—												
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 												
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>① 預入期間が6 か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 預入期間が6 か月以上1 年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 預入期間が1 年以上1 年6 か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 預入期間が1 年6 か月以上2 年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預入期間が2 年以上2 年6 か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 預入期間が2 年6 か月以上3 年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	① 預入期間が6 か月未満	解約日における普通貯金利率	② 預入期間が6 か月以上1 年未満	約定利率×40%	③ 預入期間が1 年以上1 年6 か月未満	約定利率×50%	④ 預入期間が1 年6 か月以上2 年未満	約定利率×60%	⑤ 預入期間が2 年以上2 年6 か月未満	約定利率×70%	⑥ 預入期間が2 年6 か月以上3 年未満	約定利率×90%
① 預入期間が6 か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 預入期間が6 か月以上1 年未満	約定利率×40%												
③ 預入期間が1 年以上1 年6 か月未満	約定利率×50%												
④ 預入期間が1 年6 か月以上2 年未満	約定利率×60%												
⑤ 預入期間が2 年以上2 年6 か月未満	約定利率×70%												
⑥ 預入期間が2 年6 か月以上3 年未満	約定利率×90%												
貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 												

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所・出張所または金融推進部（電話：089-946-1611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融推進部または愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融推進部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>
<p>募集金額</p>	<p>・20億円</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA松山市